

基労保発0323第1号
平成24年3月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務課長

支給決定通知及び支払振込通知の原則一本化に係る
具体的内容について

標記については、平成24年4月2日以降、平成24年3月2日付け基労保発0302第1号「労災保険給付等の本省払い化追加機能開発に係るシステムの稼働予定日等について」（以下「3月2日通達」という。）の記の1により、延期することにした機能（以下「追加本省払い化」という。）が稼働するまでの間、下記のとおりとするので、事務処理に遺漏なきようお願いする。

記

1 平成24年4月2日以降の一本化する通知の具体的内容

- (1) 支給決定通知及び支払振込通知の一本化については、既に本省払い化されている保険給付等であること、及び両通知の通知先が同一で、かつ、満額支給である場合が対象となるものであること。
- (2) 各保険給付等ごとの具体的要件については、次の①～⑥のとおりであること。
- なお、支給決定通知及び支払振込通知が一本化されるケース、一本化されないケース及び通知書の出力先について、別紙1を参照すること。

① 療養の費用

本人払いで、かつ、次のア～ウのいずれにも該当しない場合は、通知書の一本化がなされ、本省から本人あて「労働者災害補償保険療養補償給付支給決定・支払振込通知書（別紙2-1）」を送付する。

また、本人払い以外、又は、本人払いでかつ次のア～ウのいずれかに該当する場合は、通知書の一本化はされないため、従来どおりの取扱いとなること。

ア 請求金額に対する査定増減額がある場合

（注1）査定は決議書の査定増減コード及び査定増減額の入力により行うこと。

なお、修正票において請求額を変更しても、システム上査定とはみなされず、通知書は一本化されるため、支給決定通知に査定理由を記載し本人あて通知することができないので注意すること。

イ 追給の場合

ウ 当地払い、送金払い又は外国送金である場合

② 休業

本人払いで、かつ、次のア～オのいずれにも該当しない場合は、通知書の一本化がなされ、本省から本人あて「労働者災害補償保険休業補償給付支給決定・支払振込通知書（別紙2-2）」を送付する。

また、本人払い以外、又は、本人払いでかつ次のア～オのいずれかに該当する場合は、通知書の一本化はされないため、従来どおりの取扱いとなること。

ア 「休業日数」の査定において、「日数査定」が「1」～「5」の場合
（注2）休業日数の査定は、「日数査定」と併せて入力すること。

なお、「日数査定」の入力がない場合には、通知書は一本化されるため、支給決定通知に査定理由を記載し本人あて通知することができないので注意すること。

イ 追給の場合

ウ 「重大過失」が「1」の場合

エ 実額入力されている場合

オ 当地払い、送金払い又は外国送金である場合

③ 介護

本人払いで、かつ、次のア～エのいずれにも該当しない場合は、通知書の一本化がなされ、本省から本人あて「労働者災害補償保険介護補償給付支給決定・支払振込通知書（別紙2-3）」を送付する。

また、本人払い以外、又は、本人払いでかつ次のア～エのいずれかに該当する場合は、通知書の一本化はされないため、従来どおりの取扱いとなること。

ア 請求対象年月のいずれかに不支給が含まれている場合

イ 追給の場合

ウ 実額入力されている場合

エ 当地払い、送金払い又は外国送金である場合

④ 一時金（特別遺族以外）

本人払いで、かつ、次のア～ウのいずれにも該当しない場合は、通知書の一本化がなされ、本省から本人あて「労働者災害補償保険一時金支給決定・支払振込通知書（別紙2-4）」を送付する。

また、本人払い以外、又は、本人払いでかつ次のア～ウのいずれかに該当する場合は、通知書の一本化はされないため、従来どおりの取扱いとなること。

ア 支給決定金額の訂正がある場合

イ 追給の場合

ウ 当地払い、送金払い又は外国送金である場合

⑤ 一時金（特別遺族）

本人払いで、かつ、次のア～ウのいずれにも該当しない場合は、通知書の一本化がなされ、本省から本人あて「労働者災害補償保険一時金支給決定・支払振込通知書（別紙2-5）」を送付する。

また、本人払い以外、又は、本人払いでかつ次のア～ウのいずれかに該当する場合は、通知書の一本化はされないため、従来どおりの取扱いとなること。

ア 支給決定金額の訂正がある場合

イ 追給の場合

ウ 当地払い、送金払い又は外国送金である場合

⑥ アフターケア通院費

本人払いで、かつ、次のア～ウのいずれにも該当しない場合は、通知書の一本化がなされ、本省から本人あて「アフターケア通院費支給決定・支払振込通知書（別紙２－６）」を送付する。

また、本人払い以外、又は、本人払いでかつ次のア～ウのいずれかに該当する場合は、通知書の一本化はされないため、従来どおりの取扱いとなること。

ア 請求金額に対する査定増減額がある場合

イ 追給の場合

ウ 当地払い、送金払い又は外国送金である場合

2 追加本省払い化の稼働後の具体的内容

3月2日通達の記の1に係る機能の稼働後の支給決定通知と支払振込通知の原則一本化に係る具体的内容は、別途通知する。

支給決定通知と支払振込通知が一本化されるケース・されないケース及び通知書の出力先について

1 療養の費用、休業、介護及びアフターケア通院費の場合

給付種別	通知種別	一本化されるケース	一本化されないケース			
		満額支給の場合	一部支給、実額入力の場合	変更がある場合		不支給の場合
				追給	回収	
療養の費用	支給決定	本省	労働基準監督署	労働基準監督署	労働基準監督署	労働基準監督署
	支払振込		本省	本省	—	—
休業	支給決定		労働基準監督署	労働基準監督署	労働基準監督署	労働基準監督署
	支払振込		本省	本省	—	—
介護	支給決定		労働基準監督署	労働基準監督署	労働基準監督署	労働基準監督署
	支払振込		本省	本省	—	—
アフターケア 通院費	支給決定		労働局	労働局	労働局	労働局
	支払振込		本省	本省	—	—

2 一時金、葬祭料の場合

給付種別	通知種別	一本化されるケース	一本化されないケース		
		支給の場合	変更がある場合（実額入力も含む）		不支給の場合
			追給	回収	
一時金・ 葬祭料	支給決定	本省	労働基準監督署	労働基準監督署	労働基準監督署
	支払振込		本省	—	—

【注意】 不支給決定通知、変更決定通知、一部支給（満額支給ではないもの）及び実額入力（最終的に請求額どおりの支給とした場合を含む）の支給決定通知は、不支給や変更の理由を記載する必要があるため、現行どおり労働局又は労働基準監督署へ出力する。

181-0100
東京都三鷹市中道南1-10-3

(受取人)
労働 太郎

様

料金後納
郵便

重要事項

差出人

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務課
〒177-0044
東京都練馬区上石神井4-8-4

労働者災害補償保険
介護補償給付
(1) 支給決定通知

年金証書番号	133119999		
労働者の氏名	労働 太郎		
① 支給決定額	¥200,000		
決定の内訳	請求対象年月	②今回決定額	③労災補償決定額
	平成24年 5月	100,000	
	平成24年 6月	100,000	
理由等			

あなたが請求・申請された保険給付を
規定のとおり決定したので通知します。

平成24年 9月 3日

中央 労働基準監督署 印

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい場合は、当署までお電話ください。
○ (1) 家財の損害賠償に関する決定（以下「本件決定」といいます。）は不裁評ありの場合に、本件決定があったことと併せて自らの都合から放棄して60日以内に適切な労働者賠償責任を負担する旨の旨を労働者賠償責任補償金受取書（以下「受取書」といいます。）を提出して等価決定をすることがあります。
(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働者賠償責任（以下「審査官」といいます。）に対して再審査請求を行うことが出来ます。ただし、審査請求をした日から30日を経過しても決定がないときは、決定を替えないで審査会に対して再審査請求を行うことが出来ます。
(3) 本件決定に対する不服訴訟は、当該決定についての内閣府決定に対する請求をされた日に、限を要件として（訴訟において国を代表する者は被告とならります。）内閣府決定に対する審査官の決定が有効なことを知った日の翌日から起算して60日以内に提起することが出来ます（請求があった日から1年を経過した場合は除きます。）。
ただし、①内閣府決定をした日から2か月を経過しても原告がなした、②再審査請求についての請求を拒否することにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他の救済を認めないことにより生ずる理由があるとき、③いかなる場合に訴えるときは、審査官の裁量次第で再審査請求を受理することがあります。また、④原告、被告の双方又は双方のいずれか一方の訴えを認めるための緊急の必要があるとき、⑤この労働者賠償の決定が原告の利益を害しないことにより生ずる理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査官の裁量の上で訴えを受理することが出来ます。

(2) 支払振込通知

支払（振込）金額	¥200,000		
振込先 金融機関 店番号	東京湾岸銀行 お台場支店	備考	振込 号
振込金額別	普通預金		
番号	1301-99010111031000099312-01		

所在地
千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎12階

部署名
中央労働基準監督署
03-3511-2164

上記の支払金額をご指定の金融機関の振込金口座に
振込みの手続きをいたしましたので通知します。

平成24年 9月12日

官署支出官 厚生労働省労働基準局 印

労働者災害補償保険一時金支給決定・支払振込通知書（特別遺族以外）（一本化される場合）

169-0074
北海道釧路市江差町芳沢99

労働者 一郎



重要書類

差出人

厚生労働省労働基準局
労働補償総務課
〒177-0044
東京都練馬区上石井4-8-4

労働者災害補償保険
年金給付等
一時金支給決定通知書

保険給付等の種類	労働者災害補償一時金・障害特別支給金・障害特別一時金	災害種別	業務災害
保険給付一時金等	¥15,030,000.00	発給年月日	平成24年3月1日
定期一時金等	¥15,030,000.00	発給開始年月日	平成24年3月1日
特別一時金等	¥0	支給年月日	平成24年4月26日
保険料等未支給の返還金等		支給決定年月日	平成24年5月31日

算定基礎	平均賃金	特別給付の総額	控除額等	算定人員	スライド率	算定基礎	平均賃金
100000-00	503.00	503.00		1		100%	
給付日額	給付日数	標準労働時間(額)	支給制限率	=			
100000	X	503.00	%	= 503000.00			
算定日額	給付日数		支給制限率	=			
	X		%	=			

一時金等の
備考

※の合計金額から回収額合計・三者損賠受償額を差し引いた額が一時金振込（支払）金額です。
ただし、特別支給金については三者損賠受償額との調整は行われません。

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を上記のとおり決定したので通知します。

平成24年 5月31日
所長 労働基準監督署 江差駐在所 

労働者災害補償保険
一時金支払振込通知書

年金証書番号	保険給付額	¥5,030,000
支払(振込)金額	特別支給金額	¥850,000
	返還金等	¥0
	合計	¥5,680,000

振込先 北海道厚生労働銀行 江差支店 振込
口座番号

預貯金種別 普通預金
番号 2010131200999990000

所在地 北海道江差町字北神町167
江差地方合同庁舎

部署名 労働基準監督署 江差駐在所
0319-52-1028

本通知内容について不明な点は、上記に記載された労働基準監督署へ問合せください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みの手続きをいたしましたので、通知します。

平成24年 6月 6日
官署支出官 厚生労働省労働基準局 

アフターケア通院費支給決定・支払振込通知書（一本化される場合）

098-0909
北海道札幌市中央区大通り南

労働 一郎 様



重要書類

差出人

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険課
〒177-0044
東京都練馬区上石神井4-8-4

アフターケア通院費
(1) 支給決定通知

申請者氏名		労働 一郎	
療養管理手帳番号		1213019999000	
支給	金額	¥6,900	
	送附年月日	平成24年 8月 6日	
		平成24年 8月 7日	
送附先			
備考			

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当局までお問い合わせください。

○ この決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から起算して90日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。（決定があった日から1年を経過した場合は除きます。）この決定に対する不服申立ては、国を被告として提起し、国を代表する者は総務大臣となります。（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合は除きます。）。）

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に審査請求をした場合には、国を被告として、その審査請求に付する裁判の受理を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（決定があった日から1年を経過した場合は除きます。）

通院費の支給については、表記のとおり決定したので通知します。

平成24年 8月15日

北海道労働局 

(2) 支払振込通知

支払(振込)金額	¥6,000	支払方法	振込
振込先金融機関店名	労災奉令 東京支店		
預貯金種別	普通預金	口座番号	1234567
番号	1212011092600000150		

所在地
札幌市北区北8条西2丁目1番1号
札幌第1合同庁舎9階

局名
北海道労働局
011-709-2311

上記の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みの手続きをいたしましたので通知します。

平成24年 8月22日

官署发出官 厚生労働省労働基準局 